第 3 回 新庁舎整備事業検証委員会 議事録

日時：令和8年 10 月 7 日（水） 10:00 開会
場所：熊本城ホール3階 大会議室 A4
出席委員：塚原委員長、今井委員（WEB）、叶井委員、志手委員（WEB）、野田委員、元松委員

1. 開会

（事務局）

それでは、只今より「第3回 新庁舎整備事業検証委員会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます庁舎建設課の境です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、今井委員、志手委員におかれましては、WEBにより委員会にご出席いただいております。また、本日の委員会は、運営要綱第8条第1項に基づき、「公開」で実施されております。

議事に入る前に、1 件ご報告があります。10 月 1 日付で、委員長と委員宛てに、検証の進め方に関する申入れをいただいております。申入書につきましては、委員の皆さまの机上に配布させていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、会議に先立ちまして、塚原委員長、ご挨拶をお願いいたします。

2. 委員長挨拶

（塚原委員長）

皆さん、どうもおはようございます。本日は、第 3 回新庁舎整備事業検証委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。熊本地震につきましては、やっと復旧・復興の取組が緒に就いたということで、関係の皆様、そして住民の皆様、日々大変お疲れさまでございます。

この熊本地震だけではなく、最近は記録的な豪雨も頻発しており、災害に対応する行政の在り方が非常に重要な課題となっております。その中で、今回の新庁舎整備の在り方につきまして、迅速かつ丁寧に審議を進めていきたいと思いますので、本日も審議のほど、よろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、議事に入ります。以降の進行につきましては、新庁舎整備事業検証委員会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、塚原委員長にお願いしたいと思います。塚原委員長、よろしくお願いいたします。

3. 議事（協議事項（1））

（塚原委員長）

はい、それでは、議事に入りたいと思います。まず、議事次第の 3 番でございます。協議事項「会議の公開方法」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（執行部）

「参考資料1 会議の公開についての申入書」をお願いいたします。申し入れの内容につきまして、概略を申し上げますと、会議の開催が平日の昼間などの場合、仕事などで傍聴できない方もいらっしゃるため、インターネットによるライブ中継の実施を求めるもので、中継が難しい場合には、録画を速やかに公開する

か、少なくとも音声は公開することを求めておられます。また、議事録は会議終了後できる限り速やかに公開することとし、議事録作成に時間を要する場合は、録画または音声を先に公開することを求めておられます。

「参考資料2　新庁舎整備事業検証委員会運営要綱」をお願いいたします。運営要綱において、申し入れの内容と関係する会議の公開方法について明確に定めた規定はございません。また、第10条において、要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定めることとされております。このことから、今回の取扱いについては、会議に諮って定めていただく必要があると考えております。

資料の説明は以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたとおり、申し入れいただいた内容については、熊本市の要綱上、取扱いを明確に定めた規定がないため、この委員会の中で対応方針を決めてほしいということでございます。それでございますので、委員の皆様から、この対応についてご意見をいただきたいと思いますが、その前に、この申し入れでいただいておりますインターネットの中継や録画について、技術的な面で対応可能かどうか、事務局からご説明をお願いします。

（執行部）

庁舎建設課でございます。インターネット中継につきましては、これまで検証委員会を貸会議室等で開催しておりますが、場所ごとに通信環境が異なり、場合によっては十分な通信環境を確保できないこともございます。また、他の会議において、傍聴を中継形式で行っているところでございますが、通信や機器のトラブルにより、音声が途切れたり、聞こえづらくなったりする事象が発生することもあります。通信が途切れた場合、回復するまでにどの程度の時間を要するか分からず、結果的に、広く市民の皆様が情報を得られるようにするという申し入れの趣旨に対して、十分な対応ができないのではないかと考えております。

このようなことから、会議の録画映像を後日、熊本市のホームページで公開する対応とさせていただいてはどうかと考えている次第でございます。以上でございます。

（塚原委員長）

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（野田委員）

はい。私が思いますには、技術的な問題があるということであれば、正確に議事をお伝えするという意味も含めまして、録画での公表ということで、いかがかと思っております。

（塚原委員長）

他に、委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。

事務局からの説明もございますし、私自身も、ネット会議やセミナーなどを行う際、中継ではトラブルが生じることもございます。録画であれば、回線の安定性もございますし、市民の皆様も後から見返すこともできます。ただし、野田委員からのご指摘のとおり、録画したものを整理し、ちゃんとアップして、速やかに市民の皆様へご提供するということであれば、数時間程度のタイムラグがあっても、審議の全体の流れや、市民の皆様からご意見をいただくことに対して、それほど影響はないと思いますので、事務局からのご提案のとおり、今回のインターネット中継の申入れにつきましては、技術的な検討も踏まえた上で、録画にて

映像と音声をきちんと整理し、速やかに公開するという形で、この委員会において取り扱いたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、そのような形で、今後、事務局において整理していただければと思います。本日のこの時点で録画の公開が決まりましたので、この時点からの映像と音声については、録画公開という形で取り扱わせていただきたいと存じます。

4. 議事(報告事項(1))

(塚原委員長)

それでは、議題に入りたいと思います。4 番の議事でございます。本日は、報告事項が 2 点と、審議事項が 2 点ございます。まず、報告事項につきまして、一つずつ進めていきたいと思います。報告事項 1「第 2 回検証委員会での主なご意見」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(執行部)

「資料1 第2回検証委員会での主なご意見」をお願いいたします。前回の会議では、現庁舎がこれまでの地震でどの程度のダメージを受けているか、調査が可能かどうかを含めて、まずは有識者へヒアリングを行うべきといったご意見や、現庁舎の目標耐用年数の設定の妥当性、八代市庁舎の被害を大きくした長周期地震動等についてご意見をいただきました。

次のページをお願いします。ここから、各審議事項への主なご意見と、それらへの対応をまとめております。2 ページの報告事項1と3ページの報告事項4において、現庁舎の建物や杭が、これまでの地震でどのようなダメージを受けているのか、調査が可能かどうかを含めて、まずは有識者へヒアリングを行うべきとのご意見をいただきました。

これについて、参考資料3でご説明させていただきます。「参考資料3 現庁舎の地震影響に関する調査手法等」をお願いします。

2ページをお願いします。これまで現庁舎が位置する熊本市中央区で観測された最大の揺れは、平成28年熊本地震の本震となりますが、計測震度で言いますと 6.0 です。内閣府の資料では、建物被害は計測震度が 6.0 を超えてから大きく上昇すると推定されています。このため、現庁舎はまだ建物被害率が大きく上昇すると推定される揺れは経験していないと考えております。

次のページをお願いします。まず、前提となる現庁舎の耐震性能についてですが、過去の地震で被害が確認されていないことだけでは、これまで経験していない大きさの地震に対する安全性は判断できないことから、本市では平成29年と令和2年に二度の耐震性能調査を実施しております。この耐震性能調査では、極めて稀に発生する地震動時に建物が倒壊・崩壊しないかについてシミュレーションを行い、現庁舎の建物本体や基礎杭の耐震性能が不足していることを確認しました。なお、現庁舎の耐震性能調査の内容及び調査結果の妥当性につきましては、令和3年に設置した「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」において、約2年間ご審議いただき、妥当であるとの答申をいただいているところです。

次のページをお願いします。その上で、前回の会議では、現庁舎がこれまでの地震で何らかのダメージを受け、残存する耐力が低減しているのではないか、そのダメージについて調査する方法があるのか、まずは有識者にヒアリングを行うべき、とのご意見をいただきましたので、「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」改定委員会の鉄骨造部会委員である東京科学大学の吉敷教授にご意見を伺いました。

吉敷教授からは、「現庁舎のような高層の鉄骨造については、判断基準が確立されておらず、既存の技術

指針を用いて残存する耐震性能を判定することはできない。」とのご意見をいただきました。これを踏まえ、現庁舎の構造躯体の被災状況について、有識者へヒアリングを行いました。

次のページをお願いします。今回の地震後の現庁舎の被害状況の推定について、同じく東京科学大学の吉敷教授と、建築構造をご専門とされる崇城大学の東教授にご意見を伺いました。吉敷教授からは、局所的な部分で塑性変形が生じた可能性はあるが、鉄骨部材に大きな変形は生じていないと推測される。現庁舎の耐震性能は、これまでの評価のままでよいと考えており、そもそも現庁舎は現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない。東教授からは、小さな変形が生じた可能性はあるが、大きな損傷が生じたことを示す兆候は見られない。熊本地震等による累積的な影響や残存耐力は不明であり、今回の結果のみをもって現庁舎の耐震性能を評価できるものではない。とのご意見をいただきました。

次のページをお願いします。現庁舎の杭に対する残存耐力の調査手法について整理をしております。杭については、地下水対策等を行った上で、技術的には調査できる可能性はあると考えられますが、建物を使用しながらの調査となるため、調査範囲が外周部に限られます。内側の杭については調査が行えず、杭全体の状況を把握することは困難であるため、仮に調査を実施しても、杭全体の状態や、過去の地震による影響、残存する耐震性能は不明のままとなると考えております。

次のページをお願いします。これまでご説明してきたとおり、現庁舎については、建物も杭も、過去の地震による影響や残存する耐震性能を正確に評価することは困難です。このことから、事務局としましては、今回の検証にあたっては、これまで以上に現庁舎の耐震性能を低減させることはせずに、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない、という前提のままで検討を進めたいと考えております。

資料1及び参考資料3の説明は以上です。

（塚原委員長）

事務局から資料の説明がございましたが、まず、この資料について質問等があれば、委員の皆様、お願いします。

（元松委員）

すみません。元松です。今、説明があったんですけれども、杭の調査とか、その残存する耐震性能は、現状では調べようがないという結論でよろしいんですかね。これ以上確かめようがないといった結論でいいんですかね。今、聞いていて思ったのは、そこだけはっきりしてもらえれば。

（執行部）

資料にもありますように、杭については一部、技術的には可能というふうに考えておりますが、その部分的な調査を行っても、全体の状況を把握することは困難であると考えております。また、建物についても、確立された方法はないということでございます。改めて専門家の方に話を伺ったところ、そこまで大きな低減を示すような兆候は見られないといったご意見をいただいたところでございます。以上でございます。

（塚原委員長）

その他、質問ございますでしょうか。事務局からの説明をざくっとまとめますと、こういう公的施設を整備・管理する上で、現状の杭や建物の地震に対する安全性を明確に示す方法、また、技術的なやり方というのは、行政の判断に耐え得るレベルでいうと、確立したものはないというのが、専門家の皆様のご意見ということでございます。まず、その見解について、委員の皆様、よろしゅうございますか。ご意見ございますでしょうか。

（志手委員）

志手ですけれども、よろしいでしょうか。
（塚原委員長）
お願いいたします。
（志手委員）
前回の委員会のときに、私が意見したことに対して、ご対応いただいたことかと思います。前回、私が発言した趣旨としては、現庁舎を耐震改修するなり、しないなり、使い続けていくことを検討するのであれば、残存する耐震性能を確認した上で、その補修費なども含めて想定した方がよいのではないかと、こういった趣旨でございました。
今回、いろいろと調査というか、ヒアリングしていただきまして、その建物が地震の影響を大きく受ける計測震度 6.0 は、これまで超えていないということですし、目視による有識者の方のご意見も、大丈夫だろうということであります。
あと、杭につきましても、これ以上調べるのは非常に大変というか、実質的に難しそうであるということであるならば、今回のヒアリングで調べていただいたことをもって、耐震性能を有していないという現在の想定、これまでの検討の方針というか、この内容のまま想定してよろしいのではないかと思いました。
（塚原委員長）
ありがとうございます。志手委員のご意見は、要は、今回の地震までも踏まえた上で現状の構造等を確認すると、これまでのいろいろな調査・検討の方針どおり、現行の建築基準法等が定める耐震性に基づいた形で評価するという、今までの調査結果を踏襲してよいのではないかというご意見でございますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。
それでは、今回、新たに専門家の皆様へのヒアリング等も行った上で、これまで積み重ねてきた耐震性の調査結果を前提とした形で、今後、審議を進めていきたいと思います。

5. 議事（報告事項（2））
（塚原委員長）
それでは、報告事項 1 につきましては、これまででございまして、報告事項 2 でございます。報告事項 2「現庁舎が使用不能となった場合の代替措置」について、資料に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。
（執行部）
「資料2　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況」をお願いいたします。第1回及び第2回会議において、現庁舎が使用できなくなった場合の代替措置について、どのように考えているのか、本当に実現可能な措置なのか、市民にどのような影響が出るのかを整理すべき、というご意見をいただきました。
本資料では、まず他自治体の事例として、平成28年熊本地震で庁舎が使用不能となった益城町と宇土市について、その後、免震構造を採用して庁舎を建て替えたことで、令和8年熊本地震後の対応がどう変わったのか、10 年前との比較を行いました。
次のページをお願いします。まず、益城町の地震と庁舎被害の概要です。左側が 10 年前、右側が今回の地震の状況をまとめております。旧益城町役場は、1980 年竣工で、被災当時築 36 年でした。また被災する4年前に耐震改修を終えていました。地震被害としては、前震で計測震度 6.5、本震で計測震度 6.7 を記録し、本震後に建物に倒壊の危険性が生じたことから庁舎機能を移転されています。一方、今回の地

震では計測震度 6.1 を記録していますが、庁舎への被害は軽微であり、発災直後から庁舎内で災害対応にあたることができています。

次のページをお願いします。10 年前の地震では、庁舎が使用不能となったため、災害対策本部の移転を繰り返されていますが、その時系列と詳細、移転に伴い生じた支障についてまとめております。

資料右下に災害対策本部の移転に伴う主な支障を記載しておりますが、災害対策本部が迅速に設定できないことに伴い初動対応に遅れが生じたほか、移転のたびに電話・情報端末等の設営が必要で、災害対策本部の立ち上げに時間を要した、などの支障があったということです。

次のページをお願いします。庁舎が使用不能となり代替措置を余儀なくされた場合、被災者支援サービスの提供にどのぐらい影響が出るのかを比較するため、10 年前と今回で各サービスが発災から何日後に提供できたか、またその拠点はどうだったか、をまとめております。例えば、り災証明書の交付は 10 年前が発災から 36 日後に交付開始となっているのに対し、今回は発災から 13 日後には交付開始できています。

また、最下段に記載しております、通常の行政サービスですが、10年前は発災から1か月後に順次再開されていますが、今回の地震では、中断することなくサービスを継続できております。このように、庁舎が機能維持できることで、多くの手続を発災から早期に開始できることに加え、一か所でまとめて対応できることで被災者の負担も軽減できています。

次のページをお願いします。同様に、宇土市の事例をまとめています。旧宇土市役所は、1965 年竣工で、被災当時築 51 年でした。また 2003 年に耐震診断を実施し、発災当時は耐震改修の検討中でした。

地震被害としては、前震で計測震度 5.4、その後の余震で計測震度 5.3、本震で計測震度 6.2 を記録し、本震後に4階部分が大きく損傷し、庁舎内に立ち入ることができなくなったため、庁舎機能を移転されています。一方、今回の地震では計測震度 6.0 を記録していますが、庁舎の被害はなく、発災直後から庁舎内で災害対応にあたることができています。

次のページをお願いします。同じく 10 年前の地震で、庁舎が使用不能となった際の、災害対策本部の移転の時系列と詳細、移転に伴い生じた支障についてまとめております。本庁舎からパソコン、資料、公用車等を持ち出せず、限られた資機材での本部運営を余儀なくされ、初動対応に遅れが生じたり、紙を中心とした情報共有となり、情報の錯綜や指示伝達が頻発したため、庁内の連絡・調整が困難であった、などの支障があったということです。

次のページをお願いします。同じく、被災者支援サービスの開始時期、拠点について比較しております。

10 年前と比較して今回は、多くの手続を発災から早期に開始し、一か所でまとめて対応できたため被災者の負担も軽減できています。

次のページをお願いします。益城町、宇土市それぞれに、今回の地震発生後の災害対応について、ヒアリングを行った結果をまとめております。いずれも、庁舎機能が維持できたことで、被災者支援や情報発信、通常業務を速やかに実施できたということでした。

次のページをお願いします。益城町と宇土市の事例を踏まえ、庁舎が使用不能となった場合に生じる支障と、庁舎機能が維持できる場合の効果を整理しております。まず、庁舎が使用不能となると、災害対策本部の設置が遅れ、情報・通信が滞り、窓口や職員、資機材が分散するため、被災者支援の対応や行政サービスの再開が遅れ、市民生活に影響が生じます。一方、庁舎機能が維持できると、災害対策本部を速やかに設置し、情報・通信が維持できるほか、窓口や職員、資機材を一か所で効率的に運用することができるため、発災直後から被災者支援に取り組むことができ、行政サービスの迅速な再開も可能となると考えて

おります。

資料2の説明は以上です。

続いて「資料3　現庁舎が使用不能となった場合の代替措置」をお願いいたします。本資料では、本市が現時点で想定している、現庁舎が使用不能となった場合の代替措置についてまとめております。

次のページをお願いします。本市の地域防災計画に定める災害対策本部の体系について図でお示ししております。災害対策本部は、大きく分けて指揮室・情報支援室・総合調整室からなる災害対策本部機能と、各局及び各区の対策部とで構成されます。実際の災害対応においては、この災害対策本部と同じスペースに関係機関も入り、連携しながら対応にあたっています。

次のページをお願いします。災害対策本部に関する移転先候補の位置関係をお示ししております。

航空写真の左から順に、熊本城ホール、熊本市民会館、消防局庁舎、上下水道局庁舎の4ヶ所を代替施設として想定しており、発災時にはこれらの被害状況や使用可否を確認の上、機能移転を行います。

次のページをお願いします。各施設の建物概要、業務継続性能、災害対応機能について、表でまとめております。貯水設備としてはどの施設も3日分以上を備えていますが、緊急排水層設備を備えているのは熊本城ホールのみです。また、非常用発電設備については、熊本市民会館は数時間分のみの備えです。電話及びPC端末、庁内ネットワーク・防災無線については、記載のとおりです。

次のページをお願いします。災害対策本部機能を移転する場合のフロー図と、移転した場合に各施設で生じる課題をまとめております。移転先の決定から災害対策本部の立ち上げまで所要時間を2時間と想定していますが、その前に現庁舎の使用の判断や代替施設の安全確認に時間を要し、さらに震災直後の交通渋滞などの要因により、災害対策本部の立ち上げには相当な時間を要すものと思われます。代替施設へ移転する場合に生じる課題ですが、熊本城ホール、消防局庁舎、上下水道局庁舎については、使用できる面積が限られる可能性があります。また、市民会館については、建物の耐震性が低く、本庁舎と位置関係が近いため、本庁舎が使用不能となる規模の地震では、同様に建物が使用できなくなっている可能性があります。このほか、通信・情報設備については、先ほどご説明したとおり、電話回線の確保が難しい施設があります。このように、代替施設に災害対策本部を移転する場合、一定の課題や制約があり、災害対策本部の立ち上げや継続的な運営に影響する可能性があると考えております。

次のページをお願いします。災害対策本部のうち、各局及び中央区対策部の移転先候補について、位置関係をお示ししております。各局対策部を一括して収容できる規模の施設はないため、市内各所に分散することとなります。

次のページをお願いします。代替施設の概要を表でまとめております。各局が想定している代替施設には、様々な施設が含まれており、立地や施設の機能、防災性能が異なります。

次のページをお願いします。各局・中央区対策部が代替施設へ移転した場合の課題についてまとめております。まず、活動スペースですが、現状では、各局対策部の指揮・連絡調整を担う要員の収容を前提とした想定に留まっています。実際に各業務を担う担当職員の活動スペースまでは想定ができていないため、別で確保する必要があります。対策本部と実際に業務を担う職員の拠点が分散することで、連携や情報伝達に支障が生じ、被災者支援に影響が出る可能性があると考えております。また、代替施設の中には、指定避難所となっている施設もあります。避難者の受入状況によっては、局対策部が使用できるスペースや動線が制限される可能性があります。このほか、機能維持のために必要な貯水機能や非常用電源、災害時通信機器等についても、整備されていない施設や、整備されていても必要な容量が確保されていない施

設があります。また、災害対応に必要な電話や PC 端末を発災後に調達することになるため、災害対応や被災者支援に遅れが生じる可能性があります。このようなことから、各局対策部を代替施設で対応する場合、被災者支援に遅延や停滞が生じ、市民サービスに影響が出る可能性があると考えております。

次のページをお願いします。現庁舎が使用不能となった場合の、災害対策本部の立ち上げに関して、現時点で想定している遅延日数と、それによる市民への影響についてまとめております。応急対策の意思決定や指示、避難所情報の集約や発信、応援職員の受入や配置、支援物資の仕分けや配送などが遅れることにより、市民にとっては、避難行動や地域支援、物資供給が滞り、安全確保に大きな支障が生じると考えております。

次のページをお願いします。同じく、現庁舎が使用不能となった場合の、各局対策部の対応に関して、現時点で想定している遅延日数と、それによる市民への影響についてまとめております。り災証明に関する業務や、住まいに関する支援、生活再建支援金等の給付、道路・インフラの復旧等が遅れることにより、市民にとっては、住まい確保や支援金の受け取りが遅れ、生活再建が進まない状況が生じると考えております。加えて、全ての通常業務の停止期間が長期化するため、福祉サービスや行政手続等、市民を支える行政機能が停滞し、被災者はもとより市民全体の生活に影響が出る懸念があると考えております。

資料2及び3の説明は以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。事務局から資料をご用意いただいたんですけれど、元松委員は、10 年前の地震のときは、まさに今回の資料にあります宇土市の市長として、相当なご苦労を経験されたと承知しております。実際に現場を取り仕切られた上で、この資料以外にもかなり困ったことがあったと思いますので、そこら辺のご経験をご披露いただければと思います。

（元松委員）

私もこの経験をしているものですから、宇土市の庁舎と熊本市の庁舎では規模も違うんですが、少しお話をさせていただきたいと思います。

資料 2 の 7 ページを出してもらっていいですか。上の方に、「平成 28 年熊本地震時、り災証明申請受付、発災 1 日後」と書いてあります。これは、前震が終わった後に、すぐに、り災証明の受付をしようと、それだけはまずやろうということで始めたものです。その後、本震もあって少し時間はかかったんですが、り災証明の受付は行いました。これを、どうも勘違いされて、「地震があってもり災証明を 1 日でできたじゃないか」と言われるんです。全然違うんです。そのときは、とにかく庁舎が使えなくなって、やる仕事がないんです。職員が集まる場所も屋外です。屋外に全職員が集まって、屋外で打合せをして現地に向かいました。どういうことをやったかというと、各部署の職員がいる場所がないものですから、例えば福祉課は宇土東小学校の避難所に全員配置したんです。そのうち何人かはこちらに戻して、道路などの点検の手伝いや救援物資の運搬に当たってもらいました。通常の行政サービスは、発災 26 日後となっています。全ての業務をとりあえず行おうという形で、職員がいる場所をつくったのが 26 日後なんです。このときは、各課にパソコンが 1 台しかないんです。通常業務は全くできておらず、まともにできるようになったのは 45 日後です。このときに、やっと備品が入りました。パソコン等が入りました。なぜかというと、発災して、庁舎からパソコンすら取り出せない状態だったからです。絶対に止められない業務があります。戸籍や住民異動関係は絶対に止められませんので、これだけには、使えるパソコンをとにかく集めて対応しました。そのほかにできたのは、り災証明の発行以外にありませんでした。ちなみに、り災証明書の交付が発災 11 日後となっています

が、宇土市では、一部損壊は当日発行すると決めていましたが、それでも 11 日後まで発行できませんでした。これは、公印が出せなかったんです。公印がなかったんです。だからその間に来られた一部損壊の方には、後日、郵送で送った。そのような状況です。

地震発生後、10 日ぐらいが経過した 4 月 26 日ごろだったと思うんですが、そのときに初めて、介護の部署を少し戻そうということになりました。本震から 10 日ぐらい経ってからです。これはどういうことかというと、介護保険を受けている方は、地震による大きなストレスを受けて、介護の度数が変わるんですね。それまでは自宅にいたけれども、福祉施設、介護施設に行かないと対応できないという相談が次々に来だしたんです。その時になって、やっと介護の部署だけを戻して業務を始めたという状況で、絶対に必要な部署だけをちょっとずつ進めていきました。発災 26 日後の「通常業務再開」という時には、とりあえず職員の居場所をつくったというだけです。先ほど申し上げたように、各課にパソコンが 1 台です。発災から数日間は、全庁で使えるパソコンが 4 台しかありませんでした。業務に割り当てている以外のパソコン、情報系のパソコンが 4 台しかなかったということです。

小学校などの避難所に職員を配置したと申し上げましたけれども、職員がいる場所もなかったんです。本来は代替庁舎を決めていましたが、そこも使えなくなりました。ですから、今回、熊本市さんが考えておられるところも、単純に使えると思わない方がいい。特に街なかにある施設は、隣のビルが倒壊しかかったら、その施設自体が大丈夫でも使えなくなります。そういったことも考えておく必要があると思います。

特に一番困られるのは、大変なのは、今申し上げたこともそうですが、20 日間業務を停止した影響が、その後もずっと続くことです。業務を元に戻せないんです。ほかの業務が次々に入ってくる中で、通常業務がたまってしまうんですね。ちょうど宇土市の場合は 4 月で、異動の時期でもありました。そうした業務がたまり、元に戻すまでに何年もかかりました。

ですから、地震で庁舎が被災しても、り災証明の受付が 1 日後にできたから、大したことはなかったではないかというのは、とんでもない話です。庁舎がなくなると、本当に大変なことになります。

熊本市の庁舎について、だから建て替えた方がいいと言っているのではありません。検討するのであれば、最悪の状態も考えて、代替庁舎が本当に使えるのかを確認する必要があります。ここでいう代替庁舎とは、災害対策本部だけではなく、各部署が入り、窓口業務を行うような場所です。本当に使用できる場所をあらかじめ準備しておかないと、絶対に対応できません。特に熊本市のような大きな自治体では、区役所があるので、その辺りで代替できるところもあると思います。しかし、少なくとも本庁舎が被災したときには、中央区役所も被災していると思われます。例えば、福祉の手続はある市民センター、お金を払うところは全く別のところというような状況になり、弊害ももちろん出てきます。

庁舎がなくなるというのは、本当に大変なことだということを、ぜひ理解していただきたいと思います。「大丈夫だよ、大丈夫だよ」と簡単に言われるのとは全く違います。本当に死に物狂いで走り続けて、それでも住民の皆さんには大変な迷惑をかけました。そういったことを理解していただきたい。それぐらい庁舎は大事です。本部機能の維持も大事ですが、その通常業務を行える環境があるかどうかは、ずっと後々つながってきます。代替措置を考えるのであれば、代替庁舎についても、そういう意味で、もっと真剣に考えるべきです。そこの耐震性や周辺環境、隣接する大きなビルが老朽化していたら、おそらく使えなくなるので、そういったところも含めて、計画を練るべきだと思っています。すみません、長くなりました。

（塚原委員長）

ありがとうございます。私も災害の全国の事例をずっと調査していて、特に今、我々がここで議論してい

るのは、熊本市中央区の熊本市役所の庁舎が使えなくなるような震災が来た場合のことです。

日本国内でそれに相当する事例というのは、阪神・淡路大震災まで遡ると思うんですね。100 万人クラスの政令市の中心部が機能を停止するということは、他の施設もほぼやられるということです。ですから、今回の資料 3 にある、本庁舎がやられたらどこで執務するかという点については、執務場所もほとんどやられているでしょうし、そもそも物資も調達できません。それぐらいの被害があるという前提で、この議論をしなければいけないと考えています。この資料を見たときに、元松委員が懸念されたのは、市民の皆さんがこの資料を見たら、「何とかなるのではないか」と思われるのではないかということだと思います。ただ、起こり得る物理的現象としては、日本国内では 1995 年の阪神・淡路大震災クラスのことをイメージして考えなければいけないと考えました。すみません、私が先に意見を言わせていただきましたが、この資料につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問、また追加のご指摘等があれば、お願いいたします。

（野田委員）

野田です。私が勤務しております九州地方整備局でも、九州管内で災害があった場合には、各自治体の支援等に向かっているところでございますが、そういった経験を踏まえると、まず災害時に最も重要な拠点となるのが、自治体の庁舎になるかと思います。元松委員が言われたように、まず場所があるということが非常に重要で、あとは場所だけでなく、業務をするための通信環境や電力が確保されているということも、その次に非常に大事だと思っております。そういった点で、資料の中にも代替施設が計画されているということでございますが、その機能を見ると、面積が足りているのかどうかということもありますし、電力や通信環境がまだ整備できていないところも複数ございますので、場所だけの確保ではなく、業務ができる状態をつくって、初めて代替案となるのだと思っております。今後、コスト検証等を進めていく中でも、建て替えなかった場合に、代替施設としてここを計画するというときには、ぜひ、代替施設として機能するだけの整備をするということのコストも踏まえて、検討していただければと思っております。以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。他に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（叶井委員）

叶井でございます。少し咳が出るもので、マスクを着用しております。お聞き苦しいかもしれませんが、お許しください。

資料 3 の 7 ページに、各局・中央区対策部の代替施設の候補とあります。これらの建物について、災害対策本部の代替施設候補の表には「重要度係数」とあり、下の方には「耐震性能の目安」とありますが、7 ページには記載がありません。これらの建物の耐震性能はどのようになっているのか、質問させていただきます。以上です。

（塚原委員長）

事務局において、7 ページに記載されている各施設の耐震性能等について、手持ちの情報があればお願いします。

（執行部）

7 ページに記載されている施設のうち、特に小中学校につきましては、避難所に指定されているところもあり、新築または改修する際に、避難所に相当する耐震性能、具体的には重要度係数 1.25 となるように改修を行っているところでございます。また、あいぱる熊本は、最近、と申しましても 10 年以上前ですが、建設された建物でございまして、こちらも重要度係数 1.25 の耐震性能で整備されたと聞いております。それ

以外の施設につきましては、基本的に一般の建物と同じ、重要度係数 1.0 の耐震性能ということでございます。以上でございます。
（塚原委員長）
よろしゅうございますか。はい。他に、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
（志手委員）
志手ですけれども、よろしいでしょうか。
（塚原委員長）
お願いします。
（志手委員）
先ほど委員長がおっしゃられたように、今の市庁舎が使えなくなるということは、相当大きな地震が来る、計測震度 6.0 を超えるような地震が来たときということですので、ここに今、示していただいている施設は、市役所の耐震性能を超えていなければ、この代替措置は有効に機能しないということになるのかと思います。今のご回答ですと、あいぱる熊本と小中学校は、市役所の耐震性能を超えていると解釈してよろしいでしょうか。あと、その他の建物は、市役所と同等の耐震性能なのか、それ以下なのか、その辺りをもう少しはっきり教えていただけないでしょうか。
（執行部）
庁舎建設課です。現庁舎の耐震性能と他の施設の耐震性能については、そもそも耐震診断または構造計算の種類が違いますので、単純に比較することは、なかなか難しいと思っております。ただし、先ほど申しましたように、国が定めております耐震安全性能のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類というものがございまして、それぞれ、Ⅰ類が重要度係数 1.5、Ⅱ類が 1.25、Ⅲ類が 1.0 ということでございますけれども、それに当てはめた場合、先ほど申しましたように、あいぱる熊本と小中学校につきましては、整備できるところは 1.25 になっているということでございます。7 ページに記載しておりますそれ以外の建物も、基本的には新耐震基準の建物でございますので、Ⅲ類、重要度係数 1.0 の耐震性は有していると考えております。一方、現庁舎につきましては、前回の有識者会議でもご確認いただきましたけれども、現行の建築基準を満たしていないということでございますので、Ⅲ類に満たない耐震性であると考えております。以上でございます。
（志手委員）
分かりました。それでは、この代替措置については、その辺りをしっかりと考慮して整理されているということで、理解しました。
（塚原委員長）
ありがとうございます。資料 2 と資料 3 につきましては、庁舎が使用不能となった場合、どのような事象が発生するのかということを整理していただいています。これは、今後の各案の検討における基礎となる条件になりますので、本日いただいたご意見も踏まえながら、現庁舎が使用できない場合の代替措置に要するコストや、市民生活への影響について、引き続き精査していただくようお願いしたいと思います。また、この資料が独り歩きしないように、熊本市役所の本庁舎が使用不能となるような地震が起こっても、代替措置をこうやればできるのではないかと誤解されないよう、どのようなことが発生するのかについて、今後、委員会なり別の検討の場なりで、引き続ききちんと整理していただきたいと存じます。
それでは、報告事項 2 につきましては以上とさせていただきたいと存じますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

6. 議事（審議事項(1)）

（塚原委員長）

それでは、議事の審議事項に入りたいと思います。審議事項の 1 でございます。重要な防災拠点施設となる庁舎が想定すべき災害規模、災害の想定外力につきまして、審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（執行部）

「資料4　重要な防災拠点施設となる庁舎が想定すべき災害規模」をお願いいたします。

第2回会議でのご意見を踏まえ、重要な防災拠点となる庁舎が想定すべき災害規模について、地震と浸水それぞれに整理しております。

次のページをお願いします。熊本市周辺の断層の状況をお示しております。熊本市周辺には、主要活断層帯である布田川断層帯と日奈久断層帯が存在しています。平成28年熊本地震は日奈久断層帯及び布田川断層帯、令和 8 年熊本地震は日奈久断層帯の地殻変動によって発生しました。2つの断層帯の各区間で想定される地震の規模は記載のとおりで、発生確率については、令和8年熊本地震以前に公表されたものですが、一方で、今回動いた日奈久断層帯日奈久区間についてもまだ割れ残りがあるとの報道がなされています。また、仮に、2つの断層帯が同時に活動する場合は、更に規模が大きくなることが想定されています。

次のページをお願いします。熊本市内の断層の状況をお示ししております。熊本市内には、平成29年に新たに活断層として認定された立田山断層と水前寺断層が存在しています。この2つの断層は、国の地震本部が「マグニチュード 6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層」として評価した「活断層の地域評価」の対象には含まれておらず、地震の規模や発生確率などは予測されていません。このような状況を踏まえ、今後の検証にあたっては、布田川断層帯と日奈久断層帯による地震リスクを想定する必要があるとしております。

次のページをお願いします。建築基準法等における地震動に関する取扱いを整理しております。地震による揺れは、震源や地盤の条件によって、強さ、周期特性、継続時間などが異なることから、地震動に対しては、建築基準法の告示及び大臣認定の審査基準に基づき、複数の地震波を設定する必要があります。参考資料3でご説明しました過去の現庁舎の耐震性能調査や耐震改修案については、この考え方に基づき検討してまいりました。また、先ほどのページでご説明しました日奈久断層帯や布田川・日奈久断層帯連動地震については、サイト波として設定することとなります。このようなことから、今回の検証において、想定する地震動については、これまでの検討と同様に「建築基準法等で求められる地震動」で行ってはどうかと考えております。

次のページをお願いします。浸水リスクの想定についてですが、本市では、想定最大規模の降雨量に基づき、堤防の決壊や河川からあふれた水による外水氾濫と、降雨を河川などに排水できずに発生する内水氾濫によって、どの程度浸水するかを整理しております。それぞれの降雨規模の想定と、それに伴う浸水想定深さは記載のとおりであり、資料右下に表でお示ししているとおり、熊本県では過去に想定最大規模の降雨量に近い降水が発生している状況でもあります。このようなことから、浸水リスクの想定につきましては、外水氾濫、内水氾濫いずれも、国交省が定める想定最大規模の降雨量を見込むこととしたいと考えております。

資料4の説明は以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。前回までの審議の中で出てまいりました、庁舎の整備を考えるに当たって前提となる災害の外力、災害の強さについて、きちんと設定すべきということで、この資料の説明をいただきました。

まず二つ、洪水と地震についての想定災害が出ておりますが、まず話が早い方から進めたいと思います。水害についてでございますが、これは私の専門分野でございますが、水害の想定については、国土交通省さんにおいて全国統一の基準で設定しております。難しく言うと、気象学上考え得る最大の雨、ざくっと言うと 1,000 年に一度クラスの雨を想定して、それぞれの地域で、河川ごとに、熊本では白川もそうですし、坪井川についても想定していると。その中で一番激しいものについて対応しようということです。内水氾濫につきましても、昨今、千葉で大きな災害が起こりましたが、全国一律で 1 時間 153 ミリメートルという激烈な雨を想定し、その地域の下水道の整備状況などを踏まえた上で、きちんと検討してくださいという基準が出ております。したがって、想定外力は国の基準どおりで問題ないかと存じますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

水害については、外水氾濫、内水氾濫ともに国土交通省の基準に従い、これに対応する災害対応を考えるということで、検証を進めていきたいと思います。

続きまして、地震動についてでございます。この地震動の想定につきまして、事務局からの説明資料につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。いかがでございましょうか。

事務局の資料を非常にかいつまんで説明すると、政府の地震調査本部において、地震リスクとして、確か今後 30 年で 0 から 6%ですかね。かなり高い S ランクということで、非常に注意を要しなければならない断層として、布田川断層帯と日奈久断層帯があり、これについては、政府の地震調査本部において想定マグニチュード等も設定されております。その設定を外力として取り扱いたいという趣旨の説明で、事務局、よろしゅうございますか。

（執行部）

おっしゃるとおりでございます。熊本市周辺で最大の外力となるのは、布田川・日奈久断層帯というふうに考えておりますので、その断層帯を想定して、建築基準法のルールに則り地震波を作成し、耐震改修または新築をしたときに、どの程度の改修、新築になるのかというところで、今後、コスト比較等を行っていただければと思っております。

（塚原委員長）

ということは、想定する地震については、政府機関である地震調査本部のデータを使用し、その取扱いについても建築基準法に基づいて行うということで、国の資料や基準に準拠して進めるというご趣旨かと存じます。それでは、資料 4 の 6 ページについて、補足と書いてありますが、事務局から何か追加で説明することはございますでしょうか。

（執行部）

ありがとうございます。資料 4 の 6 ページに載せておりますのは、熊本市は「市有建築物耐震対策基本方針」を定めており、こちらについては、先ほどからご紹介いただいております国の基準に則って、熊本市もそれに当てはめ、それぞれの建物の種別ごとに耐震安全性の目標を定めているものでございます。本庁舎につきましては、この中で、耐震安全性については Ⅰ 類に相当するというものでございます。よく Ⅰ 類と

いいますと、重要度係数 1.5 と一般的にも言われますが、この 1.5 というのは、ここに書いてあります保有水平耐力計算という、一般的な建物で採用される計算手法において、その耐力を 50％割り増しして安全性を確認するという手法でございまして、それがⅠ類になるということでございます。

一方で、本庁舎のような建物につきましては、併せて時刻歴応答解析による計算が必要になります。その場合は、単なる 1.5 という話ではなく、大地震を想定した応答を評価し、安全性を満足することでⅠ類になるという考え方でございます。あくまでこちらは、上のリード文にもありますが、「建て替える際は原則として」ということで、市も定めているところでございます。以上でございます。

（塚原委員長）

ありがとうございます。それでは、これは今後の検討を進めていくという前提で、想定外力については、政府の地震調査本部が設定しております布田川断層帯、日奈久断層帯を想定し、それに関連する建築基準法等の規則・法令等に則った形で、比較検討を進めていくという事務局からの今後の検討方針につきまして、委員の皆様、よろしゅうございますか。その方向性で。

それでは、審議事項 1 の想定すべき災害規模につきましては、事務局からのご提案のとおり、資料 4 の方向性で今後検証を進めていくことにさせていただきたいと存じます。

7. 議事（審議事項（2））

（塚原委員長）

それでは、審議事項の 2 番でございます。審議事項の 2 番、各整備手法についてでございます。建て替えや現庁舎の耐震化など、いろいろな整備手法がございますが、この整備手法を検討していくにあたっての条件整理をまとめていただいております。この資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（執行部）

「資料5　各整備手法の条件整理」をお願いいたします。前回の会議において、「今建て替える場合」は分棟と合築を分けて比較すべき、とのご意見をいただいたことを踏まえ、今後、比較検証を行うパターンは、記載の6つのパターンとしております。今回は、各パターンの整理を進めるにあたっての前提条件について、ご確認いただきたいと思います。

次のページをお願いします。まず、災害対策本部機能のみ整備する場合の規模の想定ですが、大規模災害時の災害対策本部機能に必要な規模としたいと考えております。設定条件としましては、建設地は花畑町別館跡地とし、現庁舎の防災部門の規模ではなく、大規模災害時の拡張性やリエゾン、受援の受入等を想定した規模、約 5,500 ㎡とします。また、建設地の外水氾濫時の想定浸水深さが最大 1.2mのため、執務室は2階以上に配置することとします。なお、防災部門を移転することに伴い現庁舎に空いたスペースには、現在、民間賃貸ビルに入居中の部署を配置することとします。

次のページをお願いします。次に、各パターンの比較を公平に行うための、現庁舎を使い続けた場合に想定する「将来建替え」の時期についてですが、本市では、日本建築学会が「建築物全体の望ましい目標耐用年数」として示す年数である60年を参考に、既存公共建築物を適切な維持管理や大規模改修を実施することで、実現可能な目標として「目標耐用年数70年」と設定しております。参考として、政令市における公共施設の目標耐用年数の設定状況を表でまとめておりますが、60 年から 80 年と都市によってばらつきがあります。現庁舎を使い続ける場合に想定する建替えの時期については、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、70 年と設定したいと考えております。

資料5の説明は以上です。
（塚原委員長）
ありがとうございます。ただいまのご説明ですが、今後、それぞれの整備パターンを比較検討する上での前提条件として、災害対策本部機能のみを整備する場合の災害対策本部のスケール・規格・大きさでございます。それと、現庁舎を使い続ける場合の耐用年数の考え方について、事務局からご提案をいただきました。本件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等をお願いいたします。
（元松委員）
災害対策本部だけを建て替えるというのは、現実的にそのようなことはないのではないかと思うんですね。例えば、中央区役所を建て替えて、災害対策本部を持ってくるというのは分かります。ただ、災害対策本部だけをここに独立させることに、何の意味があるのだろうかと。先ほど申し上げたように、例えば、災害対策本部だけであるならば、熊本城ホールを使えばできると思うんですよ。準備しておけば。ただ、災害対策本部だけを建て替えるということは、元に戻るような話で申し訳ないんですけれども、少し理解できないと思います。
それと、あともう一つ気になったことがあります。この庁舎には行政棟と議会棟という二つの建物があると思うんですね。基礎は同じだと思いますが、構造は全く違うと思っています。議会棟単体の重要度係数や、その辺りは分かっているんですか。あるいは、Is 値などが分かるのであれば、例えば、建て替えないにしても、議会棟だけは耐震化する必要があるのであれば、それはそれで、もちろん費用がかかるわけですよね。構造が違うのであれば、現庁舎の行政棟と同じではないと思うんですね。重要度係数について、議会棟は高層ではないので、算出できると思います。Is 値が分かれば教えてください。先ほど申し上げた災害対策本部だけを建て替えるという案は、絶対にあり得ない選択肢になるような気がしています。そういった点について、ご回答いただければと思います。
（塚原委員長）
事務局お願いします。
（執行部）
まず一つ目のご質問でございます。議会棟の耐震性能についてでございますが、委員がおっしゃるとおり、行政棟と議会棟に分かれておりまして、それぞれ構造が違います。行政棟につきましては、おっしゃるとおり、高層建物になりますので、時刻歴応答解析という解析手法を用いており、Is 値は算出されません。議会棟につきましては、一般的な建物と同じ鉄筋コンクリート造で、それほど高くない建物になりますので、耐震診断を行い、Is 値を算出しております。口頭で申し訳ないんですけれども、具体的には、建物の X 方向と Y 方向に分かれておりますが、X 方向の Is 値が 0.39 から 0.75、Y 方向が 0.46 から 0.62 となっております。これは階ごとに Is 値が変わってくるものですから、一番低いところで、X 方向が 0.39、Y 方向が 0.46 ということでございます。議会棟も、発災時に重要な機能を果たすということで、重要度係数 1.5 という整理をしておりますので、求められる Is 値は本来 0.81 でございます。よって、0.39 や 0.46 というところは、求められる耐震性能の半分程度しかないということでございます。また、一般の施設につきましても、必要となる Is 値は 0.54 ですので、一般の施設と比べても耐震性能が不足している階がそれぞれあるというところでございます。
もう一つのご質問でございますけれども、災害対策本部機能のみを整備するというのは、現実的にはあり得ないのではないかというご意見でございました。確かに、この敷地に 5,500 平方メートルの建物を整

備しても、それ以外にまだ容積率の余裕がありますので、確かにほかの用途を持ってこられるところでございます。ただ、我々としましては、例えば中央区役所と災害対策本部を整備する場合には、資料 5 の 1 ページでございますけれども、パターン３とパターン５、パターン５では本庁舎と中央区役所を分棟しますので、その中央区役所の分棟分と、パターン 3 の災害対策本部機能を組み合わせれば、コスト比較はできるのではないかと考えていたところでございます。

一方で、コスト比較は可能ですけれども、その際に、防災上どうなのか、住民の方の利用がどうなのかというところまで細かく比較できるかというと、確かに委員がおっしゃるとおりになるかもしれません。パターン 3 をどのように設定すべきかというところも、ぜひご審議いただければと考えております。以上でございます。

（塚原委員長）

そうすると、まず議会棟につきましては、非常に耐震性能が低いということで、このパターン 1 から 6 に当てはめると、パターン 1 及び 2 の場合は、議会棟も何らかの形で耐震補強等を行い、そのコストを反映するという考え方でよろしいんですかね。

（執行部）

おっしゃるとおりでございます。耐震改修を行う場合、あるいは減築する場合、その辺りも当然、議会棟についても何らかの工事を行い、対応することになろうかと考えております。

（塚原委員長）

パターン 4 では耐震化しないということですので、議会棟も被災する可能性があり、先ほど説明いただいたように、どこかに機能を分散することになります。それについても、今後の比較検討において、コスト等に位置づけるという方向性ですかね。

（執行部）

そうですね。議会棟の BCP については、今回の資料に落とし込んでおりませんので、その辺りは議会局にも確認し、次回以降の資料に反映させていきたいと考えております。

（塚原委員長）

まず、議会棟の位置づけについては、そのような形で今後検討するということでよろしゅうございますか。

（元松委員）

今まで一体、一体という話になってきていて、今日は、行政棟は高層だから Is 値を出せないという話になったので、残った議会棟は一体大丈夫なのだろうかと思い、聞かせていただきました。とりあえず、耐震性能が足りていないのであれば、どちらにしても何かしなければならないということですよね。議会棟に関しては、移転すれば別ですけれども、残す場合は議会棟も何らかの対応をしなければならないということが分かりましたので、それは結構です。あとは、移転したときに議会機能をどうするかというところはあると思いますけれども。

（塚原委員長）

災害対策本部機能のみを整備することについては、今の事務局からのご説明のとおり、どのような形で整備するか、例えば、ほかの施設や機能と併せて整備するなど、いろいろなケースがあると思います。いずれの場合も、そのコストを比較検討の中に計上するという扱いとし、具体的にどのような形で整備するかについては、今後、コスト等を検討する中で整理していくということで、よろしゅうございますか。

ほかにご意見、どうぞ。

（叶井委員）
　パターン 1 について質問させてもらってもよろしいですか。パターン 1 で、現庁舎を改修し、耐震化した場合ということで、どこまでの補強が可能なのか質問させていただきます。
　先ほど資料の説明を受けましたけれども、益城町役場、宇土市役所では、今回の地震を受けて被害は軽微であり、行政サービスを早期に開始できたとありました。これは、両建物が免震構造であったからだと思っております。現庁舎の改修において、例えば免震化は可能なのでしょうか。また、重要度係数を 1.5 に上げることはできるのでしょうか。以上、質問させていただきます。
（塚原委員長）
　事務局、お願いします。
（執行部）
　現庁舎の耐震化については、叶井委員がおっしゃるとおり、耐震補強をする、それから制震構造を入れる、それから免震構造を採用するという三つのパターンで、平成 29 年度にも検討しております。ただし、免震構造を採用しようとすると、実際に建っている建物の下に免震構造を入れることになり、非常に高度な工事で、コストも相当かかるということで、当時は、そこまでのコストをかけることは現実的ではないとして、制震構造による耐震補強を一番のベストの案として整理しております。その辺りについても、次回以降、当時どのような整理をしたのかを資料としてお示しできると思っておりますので、次回以降、資料として提出させていただきます。以上でよろしかったでしょうか。
（塚原委員長）
　次回以降、そこを整理してお示しいただくときには、今回はパターン 1 からパターン 6 を並べて比較するということですので、並べて比較できるような形での整理をお願いいたします。例えば、新築と同等の耐震性能を有するような改修が可能なのか、もしそこまでできないのであれば、どの程度違ってくるのかということです。要は、最終的に市民の皆様がパターン 1 からパターン 6 を並べて見て、「このように比較し、このように決定したのだ」ときちんと理解できるような形での、比較検討できるよう整理をお願いいたしたいと思います。他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
（志手委員）
　志手ですけれども、よろしいでしょうか。
（塚原委員長）
　お願いします。
（志手委員）
　確認でございますけれども、今、建て替えるパターンというのは、面積が足りないため、ほかの民間賃貸ビルに入っている部局を全て取り入れる形で建て替えるという計画で、認識してよろしいでしょうか。
（執行部）
　はい、そうです。周辺の民間賃貸ビルに入っている部局も含めて、新庁舎を建てた場合には、そこに入居するという想定でございます。
（志手委員）
　そうすると、コスト比較の際に、青い方ですね、現庁舎を何らかの形で利用し続ける場合には、民間賃貸ビルに入っている部局の賃借料も含めて試算するという前提で、理解してよろしいでしょうか。
（執行部）

その辺りの維持経費も含めて、総額で比較できるように資料をまとめていきたいと思っております。
（志手委員）
分かりました。それと、パターン 3 の「災害対策本部機能のみ整備」というのは、パターン 5 で先ほど説明いただいたやり方と同じように、対策本部部分だけを新設するという理解でよろしいでしょうか。
（塚原委員長）
もし事務局において分からないところがあれば、確認しながら進めてください。
（執行部）
パターン 3 でございますね。
（志手委員）
そうです。
（執行部）
パターン 3 につきましては、災害対策本部のみを整備して、ほかの現庁舎は使い続けるというパターンでございます。
（志手委員）
そうですよね。この災害対策本部機能のみを整備するということは、パターン 5 で示しているような、資料5の 2 ページで説明いただいた形の整備方法ということでよろしいでしょうか。
（執行部）
そうでございます。
（志手委員）
分かりました。
（塚原委員長）
ありがとうございます。ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
（今井委員）
今井です。1 点、確認させていただいてもよろしいでしょうか。
（塚原委員長）
お願いします。
（今井委員）
目標耐用年数 70 年の話なんですけれども、こちらの話題で質問してもよろしいですか。この意味するところですけれども、他のところでは目標耐用年数を 80 年としている例もある中で、70 年とはどういうことなのかと思う方もいらっしゃるかと思います。結局、実際に今の建物が何年持つか、持たないかという話ではなく、あくまで試算をする際の前提ということですよね。熊本市の総合管理計画の中で、目標耐用年数を一律 70 年としているので、それに基づいて試算するという意味であって、実際に建て替えなければ 70 年間使える、あるいは 80 年間使えるという話ではないということですよね。とりあえず、一定の試算をする際にということで、70 年と設定するという理解でよろしいですよね。これが 1 点、確認したいことです。
（塚原委員長）
事務局、お願いします。
（執行部）
今井委員がおっしゃるとおりでございまして、今回は、あくまで検証のために設定する耐用年数として、

70 年でいかがかと考えております。実際に建物を改修する場合には、当然、さまざまな詳細調査を行い、コンクリートの中性化がどの程度進んでいるか、実際の改修時にどのような設備機器を導入するのかなどによって、その後の耐用年数が変わってくると思いますので、仮に耐震改修や設備改修を行う場合には、目標耐用年数をその時点で改めて設定すべきものと考えております。あくまで、この 70 年というのは、今回の検証において前提とする耐用年数というふうに考えております。以上でございます。

（今井委員）

分かりました。ありがとうございます。あともう 1 点、細かいことなんですけれども、今後、試算をされていく際に、70 年で建て替えるという場合には、71 年目からは新しい建物に移っている、すなわち、何年間の計算とするかは別として、事前に建設を始めているという前提で、諸々の計算をされるということになるんですよね。

（執行部）

そのような想定で、今後、検証資料の作成を進めたいと考えております。

（今井委員）

分かりました。ありがとうございます。

（塚原委員長）

今後、具体的なコスト計算をしていく際には、建築に要する期間などを設定することになりますので、建設業界などからヒアリングを行いながら設定していくことになると思います。まず現時点では、今後の試算の前提として、今回の検証委員会では 70 年の耐用年数を前提条件として、作業を進めていくということになるかと存じます。他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

（元松委員）

今後、コスト計算に進んでいくと思うんですけれども、期間的にどのくらいかかるのでしょうか。例えば、来週にはできます、1 か月かかります、半年かかりますということがあると思うんですけれども、目途として、事務局ではどのように考えられているのかなと。もちろん、時間をかければできると思うんですよ。ただ、そうは言っていられない事情もあるようなので、そのあたりは、ある程度、いつ頃には出るという目途がないと、この委員会で結論が出ないと思うんですよ。次のちょっと大きなやつがあるので、コスト計算がいつできるのか分からない限り、判断のしようがありません。例えば、来年 3 月と言われれば来年 3 月でしょうし、来月に出せるのであれば来月かもしれません。この辺り、目途としてどのくらいを想定されているのか、言えるのであれば、今お聞きしたいと思います。

（執行部）

ありがとうございます。この場で、いつまでに出せると明言することは、なかなか難しいところでございます。今、いろいろな前提条件を精査していただきましたので、一旦持ち帰って、しっかり整理したいと思っております。我々も、それほど時間をかけて資料を整理する状況ではないと理解しておりますので、鋭意作業を進め、なるべく速やかに、そろったものからこの検証委員会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

（塚原委員長）

この委員会を立ち上げたときは、まだ今回の地震が起こる前で、早急に、急いでやるぞということで、第 1 回に皆さんで合意して、この検証委員会が始まったと記憶しております。

その後、地震が起きて、やはり地震が起きたときにどのようなことが市民生活に起こるのか、それも踏ま

えた上で、新しいというか、今後の庁舎の在り方をきちんと検討すべきだということで、地震被害による市民生活への影響というところに少し時間がかかりましたが、あくまで、なるべく急いで、かつ丁寧に検証していくという方針は変わらないと考えておりますので、働き方改革もございますが、事務局において、資料の整理は、急いで、という言い方は悪いですね、スピード感を持ってやっていただければと存じます。

他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

昨今、あまりきついことを言うと、パワハラなど、非常に大変なことになりますので。地震対策の業務もあると思いますので、そこも踏まえた上で、スピード感を持ってということで、事務局にはお願いしたいと存じます。

他に、ご質問、ご意見、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは最後に、本日の報告事項、審議事項を通しまして、何かご質問、ご確認事項等ございますでしょうか。ないようでございましたら、本日の議事はここで終了ということにしまして、今後の進行につきましては、事務局にお願いいたします。

8. 閉会

（事務局）

塚原委員長、ありがとうございました。皆様方には、長時間にわたる熱心なご審議、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見等を踏まえ、次回の議論につながるよう、事務局において議事を整理し、後日、各委員へ共有させていただきます。本日の会議資料及び録画映像、議事録につきましては、後日、市のホームページに掲載する予定です。

それでは、以上をもちまして、第3回新庁舎整備事業検証委員会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。